

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿  
(環境生活部環境対策課扱い)

栗原市長 千 葉 健 司



(仮称) 六角牧場風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見に  
ついて (回答)

令和3年3月3日付け環対第529号で通知がありましたこのことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第2項の規定による環境保全の見地からの意見については、下記のとおりです。

## 記

### 1 全般的事項

事業実施区域周辺の地域住民及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

なお、環境影響に関する調査、予測及び評価に当たっては、環境アセスメントの趣旨に基づき、最新の知見を用いることや専門家から意見を聴取するなど、適切に進めること。

上記のほか、次の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しを含め事業計画等の見直しを検討すること。

### 2 個別的事項

#### (1) 超低周波音による影響

超低周波音については、方法書以降における対応方針として、発電所アセス省令の改正や風力発電機の配置予定位置から最寄りの住宅までの距離が配慮書段階と比較して200メートル離隔した理由から環境影響評価の対象としないことにしているが、住民の不安を払拭する観点から評価対象とすること。

#### (2) 水環境に対する影響

浮遊物質量及び流れの状況の水質調査地点については、集水域の最下流地点のみとしているが、住民の不安を払拭する観点から上流部に位置する支川を調査地点として追加すること。

#### (3) 地形及び地質に対する影響

事業実施区域は、平成20年岩手・宮城内陸地震による大規模な地すべりや出腹



崩壊などが発生した地帯に近接していることから、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、地すべりの専門家等の意見を伺うなど、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な対策を検討すること。

(4) 動物に対する影響

事業実施区域の北側（10キロメートル圏内）で猛禽類のクマタカ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサの生息を確認（クマタカにあつては繁殖行動も確認）した情報があることから、適切な調査範囲及び調査位置を設定したうえで調査、予測及び評価し、その影響を回避又は低減すること。

なお、事業実施区域は、渡り鳥の渡りルートである地元情報等があることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、十分な対策を検討すること。

(5) 景観に対する影響

栗駒山麓ジオパーク（日本ジオパーク認定）では、栗駒山麓の地形・景観を教育、学術研究、観光、防災などに活用し、持続可能な地域づくりを目指している。

風力発電機の設置による景観への影響が懸念されることから、景観の調査、予測及び評価に当たっては、主要な眺望点のみならず、視認される可能性がある地点を追加したうえで、フォトモンタージュや動画を作成し、適切に実施すること。

(6) 放射線による影響

放射線の量（空間線量率）の調査地点については、風力発電機の設置予定位置及び道路拡幅予定位置としているが、住民の不安を払拭する観点から調査地点の追加及び工事期間中のモニタリングを実施すること。

(7) その他の影響等

(ア) 文化財に対する影響

事業実施区域には、現在、埋蔵文化財等は確認されていないが、同区域の面積が広大であるため、遺構等の有無を確認する必要があることから、当市教育委員会（教育部文化財保護課。以下同じ。）と調整を行うこと。

なお、事業の実施に当たり、埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに当市教育委員会に連絡すること。

(イ) 電波障害による影響

風力発電機の稼働による電波障害について、事業実施区域周辺における放送受信障害や防災行政無線への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて対策を検討すること。

(ウ) 当市が制定予定の条例に関する事項

当市では、再生可能エネルギー発電事業と地域の調和を図り、市民の安心安全な生活と環境の保全を目的とする条例の制定を進めていることから、当該条例との整合性に配慮すること。

担当：市民生活部環境課  
環境政策係 細川勇人  
TEL：0228-22-3350（内線174）  
FAX：0228-22-0350  
E-mail：kankyo@city.kurihara.lg.jp